

## 第4章 方法書に対する意見と事業者の見解

## 第4章 方法書に対する意見と事業者の見解

「宮城県環境影響評価条例（令和 4 年 10 月 1 日改正以前）」に基づき宮城県知事及び関係町へ送付（令和 4 年 9 月 29 日（木））した方法書についての知事意見（令和 4 年 12 月 27 日（火）付）及びこれに対する事業者の見解は、表 4-1 のとおりである。

表 4-1(1) 方法書について述べられた知事の意見と事業者の見解(1/3)

### ■全般的事項

知事の意見	事業者の見解	記載箇所
(1) 施設稼働後における事後調査の検討 本施設稼働後、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等に基づき施設の管理がなされることになるが、予測の不確実性が高い項目については、必要に応じて事後調査を実施すること。	現処分場では維持管理計画の中で自主調査項目として実施しており、その一部は会社のホームページでも公表しております。新処分場でも現処分場と同様の環境監視項目を設定し、測定を実施する予定です。	第 7 章 7.2 供用後のモニタリング計画
(2) 改正環境影響評価条例への対応 本事業は、令和 4 年 10 月 1 日より施行された改正環境影響評価条例（令和 4 年条例第 40 号）の適用は受けないが、公共関与事業であることを踏まえ、他の模範となるよう改正環境影響評価条例で新たに追加された事業計画概要書を公表することが望ましい。	意見を踏まえ、事業計画概要書を作成の上、公益財団法人 宮城県環境事業公社のホームページ上にて公開いたしました。 (miya-kan.or.jp)	
(3) 調査、予測及び評価の手法 環境影響を調査するに当たっては、必要に応じて、選定した項目及び手法を見直すなど適切に対応するとともに、環境影響の予測については、可能な限り定量的な処方を用いること。	環境影響評価の調査項目及び手法については、方法書（令和 4 年 9 月送付）について述べられた県知事意見及び事業計画等を踏まえ、以下に示すとおり見直しを行いました。 【悪臭】 1 季→4 季調査 また、環境影響評価の予測にあたっては、可能な限り定量的な手法を用いました。	第 6 章 6.4 悪臭
(4) 地域住民等への積極的な情報提供 事業区域周辺の住民、立地する大和町及び隣接する大郷町並びに関係者に対して、環境影響に関する情報を丁寧かつ積極的に提供するとともに、事業計画に対する住民の理解の醸成を図ること。	方法書手続き以降、事業区域周辺の住民、立地する大和町及び隣接する大郷町並びに関係者を対象に説明会を開催する等、情報提供を行いました。	

表 4-1 (2) 方法書について述べられた知事の意見と事業者の見解 (2/3)

■個別的事項

知事の意見	事業者の見解	記載箇所
<p>(1) 悪臭による影響</p> <p>本施設稼働後、気象観測から得られたデータを基に、季節毎の風況に合わせた測定地点でサンプリングを行う等、事後調査の実施を検討すること。</p>	<p>予測評価結果から、廃棄物の埋立て（埋立・覆土用機械の稼働）による悪臭の影響を低減するため、環境保全措置として、搬入された廃棄物の即日覆土、覆土後の転圧実施等により、悪臭の発生抑制が図られていることから、廃棄物の埋立て（埋立・覆土用機械の稼働）に係る悪臭の影響は、実行可能な範囲で回避・低減が図られているものと評価されており、事後調査は計画しませんが、供用後、自主的に調査を実施します。</p>	<p>第7章 7.2 供用後のモニタリング計画</p>
<p>(2) 騒音による影響</p> <p>イ</p> <p>建設機械の稼働、廃棄物の埋め立てに係る騒音の予測において、等価騒音レベル（<math>L_{Aeq}</math>）も調査、予測及び評価すること。</p>	<p>等価騒音レベル（<math>L_{Aeq}</math>）について調査、予測及び評価を実施しました。</p>	<p>第6章 6.2 騒音</p>
<p>ロ</p> <p>現在、事業区域は採砂場として利用されているため、本施設稼働により現況よりも騒音レベルが改善される可能性がある。このことから、現況の騒音レベルを測定の上、現況と施設稼働後の騒音レベルを比較し、評価すること。また、その結果について、周辺住民に対して説明するよう努めること。</p>	<p>現況の騒音レベルを測定の上、現況と施設稼働後の騒音レベルを比較し、評価しました。</p> <p>また、結果については住民説明会を実施し周辺住民に対して説明を行いました。</p>	<p>第6章 6.2 騒音</p>
<p>(3) 水環境に対する影響</p> <p>イ</p> <p>環境影響評価項目に「水質」の「有害物質」及び「地下水の水質」の「有害物質」を含めて、調査、予測及び評価を実施すること。</p> <p>なお、上記項目を環境影響評価項目として選定しない場合にあつては、その理由を準備書に明確に示すこと。</p>	<p>水質の有害物質については調査、予測及び評価を実施しました。地下水の水質としての有害物質については、環境影響評価項目として選定しませんが、別途予定している水文調査において、地下水、湧水の調査を予定しています。また、現処分場においては、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（1998年 総理府・厚生省令）で規定された地点数、頻度以上の調査を自主的に行っており、新処分場においても実施いたします。</p> <p>新処分場においては、前述の省令で規定された遮水構造以上に安全性の高い仕様を採用し、汚水の漏出の可能性が極めて低い処分場としています。</p> <p>宮城県環境評価技術指針では、環境影響評価の予測時期として供用開始後定常状態になる時期を挙げています。これは、遮水機能が正常に発揮されている時期にあたると解釈しています。遮水機能が正常に発揮されている時期においては、漏水による環境影響が想定されないことから、環境影響評価項目として選定しておりません。</p>	<p>第6章 6.6 水質（有害物質） 第7章 7.2 供用後のモニタリング計画</p>

表 4-1 (3) 方法書について述べられた知事の意見と事業者の見解 (3/3)

■個別的事項

知事の意見	事業者の見解	記載箇所
<p>ロ 浸出水の排水系統は下水道放流されるが、雨水排水系統については、対象事業実施区域周辺が水田地域であることを踏まえ、調査に当たっては、地点及び項目を周辺の水利権者等と調整を図った上で実施すること。</p>	<p>調査に当たっては、事前に説明会等において、調査地点及び項目を周辺の水利権者等へと調整を図った上で実施しました。</p>	<p>第 6 章 6.5 水質 (水の濁り) 6.6 水質 (有害物質)</p>
<p>(4) 動物に対する影響 イ 事業実施区域の周囲は森林やため池等に囲まれており、夜間の照明に小鳥やタガメが誘引され、管理棟の窓ガラスに衝突死する可能性が高いため、夜間の利用は避けること。窓ガラスについては、生息する鳥や昆虫に応じた対策を講じること。また、夜間の照明を低減する等の対策を検討すること。</p>	<p>夜間における施設の稼働はございませんが、安全上必要な夜間照明は必要最低限のものとしします。また、室内照明が外部に漏れることがないように、現処分場の管理棟においても、ブラインドを設置し、夕刻には鳥や昆虫の窓ガラスへの衝突を回避しており、新処分場でも同様の対応をいたします。</p>	<p>第 2 章 2.5 新処分場の施設計画</p>
<p>ロ カエル類の生息状況について、夜間の鳴き声調査を実施し、事業による影響について適切に予測及び評価を行うこと。</p>	<p>カエル類の夜間鳴き声調査について、春季、夏季及び秋季に実施しました。また、調査結果については、事業による影響についての予測及び評価に反映しました。</p>	<p>第 6 章 6.10 動物</p>
<p>ハ 搬入路が位置する事業区域外の水田地帯での動物調査や事業の実施による轢死の影響調査を実施すること。</p>	<p>交通量の増加に伴うロードキルの発生に対し、適切な調査・予測・評価手法を検討いたしました。 なお、県道 3 号、9 号、40 号における工事中の資材等運搬車両の走行による交通量増加は最大でも 1~2%、供用時の廃棄物運搬車両の走行による交通量増加は 2~3%程度と見込んでおります。また、これらの事業に係る車両は、夜間は走行しないため、交通量の増加が生物に与える影響は少ないものと考えております。</p>	<p>第 6 章 6.10 動物</p>
<p>ニ 事業の実施により、調整池への雨水の流入量の変化が予想されるので、水中・水辺の生態系への影響についても調査の対象とすること。</p>	<p>防災調整池は既存施設を活用するため、新たに設置しません。既存の調整池はほぼ現況のまま活用するため、調整池が干上ることや、現況から大きく水位が変わるようなことはありません。 なお、既存の防災調整池は、動物、植物、生態系の調査範囲に含まれています。</p>	<p>第 6 章 6.10 動物 6.11 植物 6.12 生態系</p>